

令和 8 年第 4 回

小松市議会定例会議案

(その 2)

令和 8 年 (2026 年) 9 月

目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第55号	令和8年度小松市一般会計補正予算(第3号)	1
議案第56号	令和8年度小松市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	9
議案第57号	小松市観光交流センター条例等の一部を改正する条例について	13
議案第58号	小松市道路消雪施設新設工事負担金徴収条例について	21
議案第59号	小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例について	23
議案第60号	小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	27
議案第61号	小松市火災予防条例の一部を改正する条例について	63
議案第62号	小松市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について	65
議案第63号	工事請負契約について	67
議案第64号	財産の取得について	69
議案第65号	指定管理者の指定の変更について	71
議案第66号	専決処分の承認を求めることについて	73
議案第67号	令和7年度小松市歳入歳出決算の認定について	77
議案第68号	令和7年度小松市公営企業会計決算の認定について	79
議案第69号	令和7年度小松市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について	81
報告第14号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	83
報告第15号	法人の経営状況の報告について	85

議案第55号

令和8年度小松市一般会計補正予算 (第3号)

令和8年度小松市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ383,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,830,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の補正は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の補正は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	8,590,000	3,000	8,593,000
	1 地方交付税	8,590,000	3,000	8,593,000
16	国庫支出金	10,948,457	30,255	10,978,712
	2 国庫補助金	3,660,980	30,255	3,691,235
17	県支出金	5,057,937	9,442	5,067,379
	2 県補助金	1,772,426	9,442	1,781,868
19	寄附金	706,232	41,022	747,254
	1 寄附金	706,232	41,022	747,254
21	繰越金	19,856	68,561	88,417
	1 繰越金	19,856	68,561	88,417
22	諸収入	1,696,423	9,000	1,705,423
	4 雑入	988,412	9,000	997,412
23	市債	5,954,300	221,800	6,176,100
	1 市債	5,954,300	221,800	6,176,100
歳 入 合 計		58,447,219	383,080	58,830,299

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	360,096	1,500	361,596
	1 議会費	360,096	1,500	361,596
2	総務費	5,885,920	0	5,885,920
	1 総務管理費	5,149,203	0	5,149,203
3	民生費	20,776,972	188,312	20,965,284
	1 社会福祉費	8,959,039	147,920	9,106,959
	2 児童福祉費	10,948,296	40,392	10,988,688
4	衛生費	3,420,593	1,180	3,421,773
	1 保健衛生費	1,328,106	1,000	1,329,106
	2 環境対策費	1,375,615	180	1,375,795
6	農林水産業費	1,641,854	6,600	1,648,454
	1 農業費	1,168,838	6,500	1,175,338
	2 林業費	447,040	100	447,140
7	商工費	2,523,035	3,000	2,526,035
	1 商工費	2,523,035	3,000	2,526,035
8	土木費	6,596,227	81,250	6,677,477
	2 道路橋りょう費	2,164,306	50,000	2,214,306
	4 都市計画費	989,757	27,000	1,016,757
	6 飛行場費	454,153	4,250	458,403
9	消防費	1,784,890	9,000	1,793,890
	1 消防費	1,784,890	9,000	1,793,890
10	教育費	9,342,498	92,238	9,434,736
	1 教育総務費	1,102,948	6,375	1,109,323
	2 小学校費	1,414,253	36,500	1,450,753
	3 中学校費	1,241,341	5,500	1,246,841
	4 高等学校費	657,762	9,464	667,226

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	5 社会教育費	1,431,114	20,509	1,451,623
	6 保健体育費	2,018,544	13,890	2,032,434
	歳 出 合 計	58,447,219	383,080	58,830,299

第2表 繰越明許費

(追 加)

(単位千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	旧老人福祉センター千松閣解体費	132,000
8. 土木費	2. 道橋りょう路費	橋りょう改修等整備費	50,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校校舎等改修費	4,800

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小 学 校 校 舎 等 改 修 費	令和9年度	356,232	令和9年度	381,521
市 立 高 校 改 修 費	令和9年度	184,300	令和9年度	197,476

第4表 地方債補正

(追加)

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧老人福祉センター千松閣解体費	122,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
駅周辺公共施設維持費	8,100			

(変更)

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良費	39,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。	45,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。 ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
道路橋りょう整備費	858,000				909,300			
小学校校舎等改修費	351,400				366,800			
中学校校舎等改修費	50,800				54,900			
放課後児童クラブ運営費	12,000				16,300			
スポーツ施設整備費	197,500				208,100			
計	4,133,800				4,225,500			

令和8年度小松市介護保険事業特別会
計補正予算（第1号）

令和8年度小松市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,623千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,887,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		千円 1	千円 115,623	千円 115,624
	1 繰越金	1	115,623	115,624
歳 入 合 計		10,771,900	115,623	10,887,523

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7	諸支出金	63,629	115,623	179,252
	1 償還金及び還付加算金	2,531	115,623	118,154
	歳 出 合 計	10,771,900	115,623	10,887,523

議案第57号

小松市観光交流センター条例等の一部 を改正する条例について

小松市観光交流センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市観光交流センター条例等の一部を改正する条 例

(小松市観光交流センター条例の一部を改正する条例)

第1条 小松市観光交流センター条例（令和4年小松市条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>地域資源の情報を発信する とともに広域連携による交流を推 進することにより関係人口の拡大 を図り、もって本市の観光及び産 業の振興を図るため、</u> 地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法 」という。)第244条の2の規定に 基づき、小松市土居原町13番地18 に小松市観光交流センター（以下 「観光交流センター」という。） を設置する。 [新設]	(設置) 第1条 _____ _____ _____ _____地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法 」という。)第244条の2の規定に 基づき、小松市土居原町13番地18 に小松市観光交流センター（以下 「観光交流センター」という。） を設置する。 (目的)

[新設] (施設) 第2条 [略] (1)～(3) [略] [新設] [新設] 2・3 [略] (事業) 第3条 [略] (1)・(2) [略] [新設] (3) <u>前2号に掲げるもののほか、</u> 市長が必要と認める事業 (使用の承認) 第5条 共有スペースを使用し、<u>若しくはミーティングルームを専用し、又は情報ラウンジを</u> <u>専用しようとする</u>	<u>第1条の2 観光交流センターは、</u> <u>地域資源の情報発信及び広域交流の推進並びに小松駅及びその周辺施設を利用する者の集い及び交流の促進を図ることにより、小松駅周辺の利便性向上及びまちなかの賑わい創出に資し、もって本市の観光及び産業の振興に寄与することを目的とする。</u> (施設) 第2条 [同左] (1)～(3) [同左] (4) <u>まちあいスペース</u> (5) <u>外構通路</u> 2・3 [同左] (事業) 第3条 [同左] (1)・(2) [同左] (3) <u>小松駅及びその周辺施設を利用する者の集い及び交流の場を提供する事業</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、</u> 市長が必要と認める事業 (使用の承認) 第5条 共有スペースを使用し、<u>又はミーティングルーム、ギャラリー、ホール、まちあいスペース若しくは外構通路を専用しようとする</u>
---	--

る者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(使用料)

第8条 [略]

(1)・(2) [略]

[新設]

[新設]

2 [略]

3 ワークラウンジ及び情報ラウンジ（以下「ワークラウンジ等」という。）の附属設備、備品等の使用料は、規則で定める。
(販売行為等の禁止)

第15条 何人も、市長の許可なく観光交流センターの敷地内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附募集その他これらに類する行為をしてはならない。

[新設]

る者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 [同左]

(使用料)

第8条 [同左]

(1)・(2) [同左]

(3) まちあいスペース 別表第3に規定する額

(4) 外構通路 別表第3に規定する額

2 [同左]

3 ワークラウンジ、情報ラウンジ及び外構通路（以下「ワークラウンジ等」という。）の附属設備、備品等の使用料は、規則で定める。
(販売行為等_____)

第15条 使用者は、観光交流センターの敷地内において物品の販売及び広告宣伝等の営利を目的とする行為又は寄附募集その他これらに類する行為（次項において「販売行為等」という。）をする場合は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得た場合において

[新設] [表 新設]	，使用者は，市長が定めた位置で <u>のみ販売行為等を行うことができる。</u>		
	別表第3（第8条関係）		
	区分		使用料（1 日あたり）
	まちあいス ペース	専用	10,000円
		1区画	3,000円
外構通路	1区画	3,000円	

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

（小松市民交流プラザ条例の一部を改正する条例）

第2条 小松市民交流プラザ条例（平成18年小松市条例第42号）の一部を次の表のように改正する。

改正前				改正後			
(使用料)				(使用料)			
第12条　〔略〕				第12条　〔同左〕			
<u>2　本市に住所を有する中学生以下及び満65歳以上の者が個人で健康交流施設を使用するときは、使用料を徴収しない。</u>				〔削除〕			
別表（第12条関係）				別表（第12条関係）			
施設の名 称		区分		単位		使用料の額 (円)	
芸術文化 供用施設		〔略〕		〔略〕		〔略〕	
		<u>ラジオスタジオ</u>					
健康交流 施設		<u>個人利用</u>		<u>1 時 間 に</u>		<u>50</u>	
				<u>つき</u>			
		<u>専用 利用</u>	非営利の利 用の場合	〔略〕			
			営利目的の	〔略〕			

施設の名 称		区分		単位		使用料の額 (円)	
芸術文化 供用施設		〔同左〕		〔同左〕		〔同左〕	
		<u>コミュニティスタ ジオ</u>					
健康交流 施設		〔削除〕		〔削除〕		〔削除〕	
		〔削 除〕	非営利の利 用の場合	〔同左〕			
			営利目的の	〔同左〕			

		利用の場合	
--	--	-------	--

備考 1～5 [略]

		利用の場合	
--	--	-------	--

備考 1～5 [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

(小松市都市公園条例の一部を改正する条例)

第3条 小松市都市公園条例（昭和32年小松市条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(指定管理者による管理) 第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に有料公園施設及び安宅公園（以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。 2 [略]	(指定管理者による管理) 第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に有料公園施設、 <u>安宅公園及び市民公園</u> （以下「指定管理施設」という。）の管理を行わせることができる。 2 [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(こまつ820ステーション条例の廃止)

- 2 こまつ820ステーション条例（平成30年小松市条例第8号）は、廃止する。
(準備行為)

- 3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第58号

小松市道路消雪施設新設工事負担金徴収条例について

小松市道路消雪施設新設工事負担金徴収条例を次のように制定する。

小松市道路消雪施設新設工事負担金徴収条例

(負担金の徴収)

第1条 この条例は、負担金を徴収するものとし、負担金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「負担金」とは、町内会その他の市長が認める団体の要望により市が実施する市道の消雪施設新設工事（以下単に「消雪施設新設工事」という。）の実施に関し、当該工事の実施に要する経費の一部に充てるため、当該団体から徴収する金銭をいう。

(負担金の額)

第3条 負担金の額は、消雪施設新設工事を実施する道路の立地、消雪施設の新設による効果等を勘案し、規則で定める基準により、当該工事の実施に要する経費の1割又は2割とする。

2 前項の当該工事の実施に要する経費とは、消雪施設の取水方法が井戸水である場合にあっては、新設する消雪施設1メートルあたり130,000円、河川水である場合にあっては、新設する消雪施設1メートルあたり186,000円とする。ただし、当該工事の実施に要した実際の経費が、これらの経費を下回ったときは、当該工事の実施に要する経費は、当該工事の実施に要した実際の経費とする。

(工事の採択)

第4条 市は、対象となる消雪施設新設工事を第2条の団体からの要望に基づき採択する。

（負担金の徴収方法及び納期）

第5条 負担金の徴収方法及び徴収時期は、規則で定める。

（委任）

第6条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後に第4条の規定により採択される消雪施設新設工事に係る負担金に適用する。

（工事経費の見直し）

2 第3条第2項に定める当該工事の実施に要する経費（消雪施設の取水方法が井戸水である場合にあっては、新設する消雪施設1メートルあたり130,000円、河川水である場合にあっては、新設する消雪施設1メートルあたり186,000円をいう。）は、この条例の施行の日から起算しておおむね5年ごとに、当該時点の消雪施設新設工事に要する実際の経費を参酌して見直しを検討しなければならないものとする。

議案第59号

小松市病院事業の設置並びに管理条例 の一部を改正する条例について

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市病院事業の設置並びに管理条例の一部を改正 する条例

小松市病院事業の設置並びに管理条例（昭和41年小松市条例第44号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第2条 〔略〕 2 〔略〕 3 病院の診療科目及び病床数は、 次のとおりとする。	(経営の基本) 第2条 〔同左〕 2 〔同左〕 3 病院の診療科目及び病床数は、 次のとおりとする。

診療科目	病床数
内科，呼吸器内科， 循環器内科，消化器 内科，血液内科，内 分泌・代謝内科，腎 臓内科，脳神経内科 ，外科，呼吸器外科 ，消化器外科，緩和 ケア内科，整形外科 ，脳神経外科，形成 外科，精神科，小児 科，皮膚科，泌尿器 科，産婦人科，眼科 ，耳鼻咽喉科，リハ ビリテーション科， 放射線科，病理診断 科，麻酔科，歯科， 歯科口腔外科	一般病床 <u>300床</u> 結核病床 10床 <u>精神病床</u> <u>26床</u> 感染症病床 4床

4・5 [略]

別表第1（第11条関係）

診療科目	病床数
内科，呼吸器内科， 循環器内科，消化器 内科，血液内科，内 分泌・代謝内科，腎 臓内科，脳神経内科 ，外科，呼吸器外科 ，消化器外科，緩和 ケア内科，整形外科 ，脳神経外科，形成 外科，精神科，小児 科，皮膚科，泌尿器 科，産婦人科，眼科 ，耳鼻咽喉科，リハ ビリテーション科， 放射線科，病理診断 科，麻酔科，歯科， 歯科口腔外科	一般病床 <u>294床</u> 結核病床 10床 _____ _____ 感染症病床 4床

4・5 [同左]

別表第1（第11条関係）

種別	区分	使用料額
診断書	死亡診断書	1 通につき 3,300円
	[略]	
	その他の書式 によるもの	1 通につき 3,300円
証明書	診療費納入証 明書	1 通につき 1,100円
	[略]	
	その他の証明 書	通常なもの 1 通につき 1,650円 複雑なもの 1 通につき 3,300円
死体検 案書		1 通につき 5,500円
[略]		

備考 1～3 [略]

種別	区分	使用料額
診断書	死亡診断書	1 通につき 5,500円
	[同左]	
	その他の書式 によるもの	1 通につき 5,500円
証明書	診療費納入証 明書	1 通につき 1,650円
	[同左]	
	その他の証明 書	通常なもの 1 通につき 2,200円 複雑なもの 1 通につき 3,300円
死体検 案書		1 通につき 7,700円
[同左]		

備考 1～3 [同左]

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この条例は公布の日から施行し、令和8年10月1日から適用する。ただし、別表第1の改正規定は、令和9年1月1日から施行する。

議案第60号

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第33号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章 [略] 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節・第2節 [略] 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（ <u>第51条・第52条</u> ）	目次 第1章・第2章 [同左] 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節・第2節 [同左] 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（ <u>第51条—第52条</u> ）

第4章 [略]

附則

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学

第4章 [同左]

附則

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [同左]

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの

総数が当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学

校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの

____総数が当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [略]

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適

校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。

____)の総数が当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 [同左]

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [同左]

2 特定教育・保育施設は、保育認定子ども

____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適

用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請 _____が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 [略]

(教育・保育の提供の記録)

第12条 [略]

(定員の遵守)

第22条 [略]

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、虐待等をしてはならない。

用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 [同左]

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 [同左]

(利用定員の遵守)

第22条 [同左]

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特
別利用保育を提供する場合には、
法第34条第1項第3号に規定する
基準を遵守しなければならない。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに

2 特定教育・保育施設が前項の規定により 特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により 特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費

には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる

には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」

とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは、「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ど

ども園又は幼稚園に限る。」とあるのは「特別利用教育を利用している施設に限る。」と、「法第19条第1号に」とあるのは「法第19条第2号に」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(利用定員)

第37条 [略]

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

ども園又は幼稚園に限る。」とあるのは「特別利用教育を利用している施設に限る。」と、「法第19条第1号に」とあるのは「法第19条第2号に」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

(利用定員)

第37条 [同左]

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子ど

準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

〔新設〕

もとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係

[新設]	る利用定員 (2) <u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>
[新設] (正当な理由のない提供拒否の禁止等)	3 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> (正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第39条 [略] 2 <u>特定地域型保育事業者は</u> _____, 利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる	第39条 [同左] 2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる</u>

小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

[新設]

3 前項 の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ

小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項の選考方法をあらかじめ

め教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たって

め教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに_____対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 [同左]

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに_____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たって

は、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 [略]

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 [略]

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育

____の提供を受けていた満3歳未

は、保育認定子どもの

心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 [同左]

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 [同左]

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに____集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) [同左]

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未

満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の_____小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

[新設]

満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号に_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～6 [同左]

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [同左]

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

8～11 〔略〕 （利用者負担額等の受領） 第43条 特定地域型保育事業者は、 特定地域型保育を提供した際は、 教育・保育給付認定保護者 _____ _____ から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 〔略〕 （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、 <u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満</u>	）は、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> 9～12 〔同左〕 （利用者負担額等の受領） 第43条 特定地域型保育事業者は、 特定地域型保育を提供した際は、 教育・保育給付認定保護者（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。</u>） から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2～6 〔同左〕 （勤務体制の確保等） 第47条 特定地域型保育事業者は、 <u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子</u>
---	--

保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 [略]

(定員の遵守)

第48条 [略]

(記録の整備)

第49条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) [略]

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳

どもにに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 [同左]

(利用定員の遵守)

第48条 [同左]

(記録の整備)

第49条 [同左]

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) [同左]

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子ども

以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保

を除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中

「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し 特別利用地域型保育を提供する場合には、小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども

____及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項に_____において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（_____第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項に_____において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学

上保育認定こども

_____を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において_____同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において_____同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学

前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章_____において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と_____，「教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう，」とあるのは「抽選，申込みを受けた順序により決定する方法，当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と，第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」_____

前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。））において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き，第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては，当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」_____

と，「同号」とあるのは「法第19条第3号」と，「教育・保育給付認定に基づき，保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう，」とあるのは「抽選，申込みを受けた順序により決定する方法，当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念，基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と，第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども

_____とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

[新設]

[新設]

に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに

_____に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者

（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育

[新設]

を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。
この場合において、第39条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育

(特定利用地域型保育の基準)	<u>の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u>」とあるのは「<u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u>」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第3項中「<u>前2項</u>」とあるのは「<u>前項</u>」と、同条第4項中「<u>前3項</u>」とあるのは「<u>前2項</u>」と、同条第5項中「<u>前4項</u>」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。 (特定利用地域型保育の基準)
-----------------------	--

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し

____特定利用地域型保育を提供する場合には、小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所に現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。

）が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども

____及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども

____（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

____を含む。）

の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」

_____とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

附 則

（施行期日）

1～4 [略]

5 特定地域型保育事業者（_____）
_____特

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

_____（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

附 則

（施行期日）

1～4 [同左]

5 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特

例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

(小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 小松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年小松市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育

事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項

_____に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 当該家庭的保育事業者等

_____により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児に限る。以

事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [同左]

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児に限る。以

下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 [略]

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。) _____ であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [略]

(虐待等の禁止)

第13条 [略]

[新設]

第14条 削除

下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 [同左]

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。) 又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) [同左]

(虐待等の禁止)

第13条 [同左]

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事

く困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 4・5 [略]	く困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 4・5 [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

(小松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 小松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年小松市条例第35号)の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第14条 [略] [新設] [新設]	(虐待等の禁止) 第14条 [同左] <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第14条の2 <u>乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2</u>

	<u>条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
--	--

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

（小松市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 小松市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年小松市条例第36号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
（虐待等の禁止） 第24条 [略] [新設] [新設]	（虐待等の禁止） 第24条 [同左] <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第24条の2 特定乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性</u>

	<u>暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定（第26条の改正規定に限る。）、第 2 条の改正規定（第14条の改正規定に限る。）、第 3 条及び第 4 条の改正規定については、令和 8 年12月25日から施行する。
- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号）附則第 3 条第 4 項及び第 6 条第 3 項の条例に定める日は、この条例の公布の日とする。

（委任）

3 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第61号

小松市火災予防条例の一部を改正する 条例について

小松市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市火災予防条例の一部を改正する条例

小松市火災予防条例（昭和37年小松市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
（液体燃料を使用する器具） 第18条　〔略〕 2　〔略〕 〔新設〕	（液体燃料を使用する器具） 第18条　〔同左〕 2　〔同左〕 <u>3　液体燃料を使用する調理に用い る器具にあつては、第1項に規定 するもののほか、その周囲におい て使用する排気ダクト、グリス除 去装置等に油脂等が付着しないよ うに適切に管理を行わなければな らない。</u>
（固体燃料を使用する器具） 第19条　〔略〕 2　〔略〕 〔新設〕	（固体燃料を使用する器具） 第19条　〔同左〕 2　〔同左〕 <u>3　固体燃料を使用する調理に用い る器具については、前2項に規定 するもののほか、前条第3項の規</u>

(気体燃料を使用する器具) 第20条 [略] 2 [略] [新設]	<u>定を準用する。</u> (気体燃料を使用する器具) 第20条 [同左] 2 [同左] <u>3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>
(電気を熱源とする器具) 第21条 [略] 2 [略] [新設]	(電気を熱源とする器具) 第21条 [同左] 2 [同左] <u>3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前2項に規定するもののほか、第18条第3項の規定を準用する。</u>
(火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 [略] (1)～(5) [略] (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるもの _____ を除く。） (6)の2～(15) [略]	(火を使用する設備等の設置の届出) 第44条 [同左] (1)～(5) [同左] (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるもの <u>又は入力5.8キロワット以下</u>のものを除く。） (6)の2～(15) [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第62号

小松市認可地縁団体の印鑑の登録及び 証明に関する条例の一部を改正する条 例について

小松市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する 条例の一部を改正する条例

小松市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成12年小松市条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
(登録の資格) 第2条 [略] (1) 地方自治法施行規則（昭和22 年内務省令第29号） <u>第19条第1 項第1号へ又は第2号へ</u> に規定 する職務代行者 (2)・(3) [略] (登録の申請の確認) 第4条 [略] 2 [略] (1) [略] (2) 代表者等に、官公署が発行し た免許証、許可証、若しくは身	(登録の資格) 第2条 [同左] (1) 地方自治法施行規則（昭和22 年内務省令第29号） <u>第18条の3 第1項第6号</u> に規定 する職務代行者 (2)・(3) [同左] (登録の申請の確認) 第4条 [同左] 2 [同左] (1) [同左] (2) 代表者等に、官公署が発行し た免許証、許可証、若しくは身

分証明書で、本人の写真を貼り 付けたもの、 <u>在留カード又は特 別永住者証明書</u> の提示を求める 方法 (3) 〔略〕 3 〔略〕	分証明書で、本人の写真を貼り 付けたもの_____の提示を求める 方法 (3) 〔同左〕 3 〔同左〕
備考 この表中〔 〕及び〔 〕中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年10月1日から適用する。

工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 中消防署西出張所改築工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金412,500,000円
- 4 契約の相手方 吉光・西尾特定建設工事共同企業体
代表者 石川県小松市長崎町甲118番地
株式会社吉光組
取締役社長 吉光 岳文
構成員 石川県小松市幸町一丁目48番地1
株式会社西尾
代表取締役 梶田 勝

議案第64号

財産の取得について

小松市の廃棄物運搬車両整備のため、下記の財産を取得する。よって、小松市有財産条例（昭和39年小松市条例第18号）第2条の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 4トン級深あおりダンプ車 2台 |
| 2 | 取得する価格 | 金18,730,500円 |
| 3 | 契約の相手方 | 石川県小松市矢田野町テ7番地
有限会社島崎自動車
代表取締役 嶋崎 信次 |

議案第65号

指定管理者の指定の変更について

令和7年第5回小松市議会定例会において議決された議決第113号「指定管理者の指定について」の一部を次の表のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

改正前				改正後			
施設の 名称	指定管理者		指定の 期間	施設の 名称	指定管理者		指定の 期間
	所在地	名称			所在地	名称	
[略]				[同左]			
小松運 動公園 末広野 球場	小松市	公益財	令和 8	小松運 動公園 末広野 球場	小松市	公益財	令和 8
	末広町	団法人	年 4 月		末広町	団法人	年 4 月
	72番地	小松市	1 日か		72番地	小松市	1 日か
	まちづ	ら			まちづ	ら	
	くり市	<u>令和11</u>			くり市	<u>令和 9</u>	
		民財団	<u>年 3 月</u>			民財団	<u>年 3 月</u>
			<u>31日ま</u>				<u>31日ま</u>
			<u>で</u>				<u>で</u>
[略]				[同左]			

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。

議案第66号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次の事項につき専決処分したので、同法同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年度

専決第3号 損害賠償の額を定めることについて

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年7月9日

小 松 市 長 宮橋 勝栄

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

令和８年５月28日発生に事故に係る損害賠償の額は、次のとおりとする。

記

- 1 相手方
- 2 損害賠償額 金 528,187 円
- 3 事故の概要 令和８年５月28日午前10時03分頃、小松市日末町地先市道日末海岸２号線北陸道アンダー を走行中に跳ね上がったグレーチングにより相手方の車両を損傷させたほか、事故により相手方が予定していた出張が不能となり航空券代及び宿泊費の損害を発生させたもの。

議案第67号

令和7年度小松市歳入歳出決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年度小松市一般会計歳入歳出決算

令和7年度小松市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和7年度小松市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和7年度小松市公債管理特別会計歳入歳出決算

令和7年度小松市産業団地事業特別会計歳入歳出決算

令和7年度小松市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第68号

令和7年度小松市公営企業会計決算の 認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、次の決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年度小松市水道事業会計決算

令和7年度小松市下水道事業会計決算

令和7年度国民健康保険小松市民病院事業会計決算

議案第69号

令和7年度小松市公営企業会計未処分 利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和7年度小松市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求める。

記

1 未処分利益剰余金の額

802,394,562円

当年度純利益	325,290,493円
前年度繰越利益剰余金	27,104,069円
積立金の取崩し	450,000,000円
(減債積立金 20,000,000円, 建設改良積立金 200,000,000円, 震災対策積立金 230,000,000円)	

2 未処分利益剰余金の処分

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 減債積立金への積立て | 10,000,000円 |
| (2) 建設改良積立金への積立て | 150,000,000円 |
| (3) 震災対策積立金への積立て | 160,000,000円 |
| (4) 資本金への組入れ | 450,000,000円 |

3 翌年度繰越利益剰余金の額

32,394,562円

報告第14号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

1 健全化判断比率

（「－％」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。）

実質赤字比率	－％
連結実質赤字比率	－％
実質公債費比率	10.1％
将来負担比率	92.7％

2 資金不足比率

（「－％」は、資金の不足額がないことを示す。）

小松市産業団地事業特別会計	－％
小松市水道事業会計	－％
小松市下水道事業会計	－％
国民健康保険小松市民病院事業会計	－％

報告第15号

法人の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人公立小松大学の経営状況を次のとおり報告する。

1 令和7年度公立大学法人公立小松大学決算 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(1) 事業実績の概要

第2期中期計画の2年目である令和7年度においては、これまで構築した体制を基盤に、5年後の中期計画の達成に向けて着実に取り組みを進め、教育研究の質の向上、地域貢献、業務改善等について、さらなる充実・強化を図った。全体として、中期計画に基づき様々な施策を展開し、評価指標においても目標値を上回る項目も多かったことから、大変順調に進んでおり、特筆すべき状況にあると言える。

教育では、国際文化交流学科2年次のコース選択制度を廃止し、地域と世界の双方で活躍できる人材育成の強化に向け、教育制度を改編した。また、学士課程を含めた長期履修制度を制定し、学生が個々の事情に応じて柔軟に学修できる体制とした。さらに、グローバル文化学専攻への内部進学促進のため、早期卒業制度を制定し、令和8年度から導入することとした。

入学者選抜では、生産システム科学部において、令和8年度学校推薦型選抜（地域推薦）の石川県内枠を北陸三県枠へ拡大するとともに、女子枠を新設した。これにより、北陸三県から幅広く志願者を確保するとともに、女子学生の志願促進を図った。また保健医療学部看護学科では、令和8年度入学者選抜において「外国にルーツをもつ生徒を対象とした特別選抜」を導入し、多様な人材の受け入れを推進した。学士課程全体の令和8年度志願倍率は6.07倍、大学院の定員充足率は128%となり、いずれも目標値を上回った。

就職支援では、各学科とキャリアサポートセンターが連携した取り組みを実施し、就職内定率は5年連続で100%を達成した。また、学士課程卒業者の石川県内就職内定率は全体で6割を超え、開学以来最も高い比率となり、地元定着率が向上した。看護師、保健師、臨床工学技士の国家試験合格率はいずれも全国平均を上回り、看護師の国家試験合格率は3年連続で100%となった。

学生支援では、学生一人ひとりに寄り添った支援を実現するため、学生支援方針（バックアップポリシー）を策定するとともに、教職員向けに「学

生支援の手引き」を発行した。さらに、転学部・転学科に関する規程を制定し、多様な学修ニーズへの対応を図った。

地域連携では、公立小松大学協力会（会員数162者）において多種多様な事業を実施し、産業界等との連携を強化したほか、金融機関との包括連携協定に基づく連携を推進し、海外オフィスの新設や学生に対する金融教育の充実を図った。また、地域に開かれた大学として、新たに小松市と共催し「公立小松大学市民公開講座～Open UniverCity～」を通年で開講し、市民ら延べ約1000人が参加した。

研究支援では、本学独自の支援制度である「重点研究『つよみ』」や「研究発展・向上費」を通して研究助成を行ったほか、分野横断型の学内研究会「Salon de K」を毎月開催する等、研究力の向上を図った。さらに公立小松大学協力会共催で若手教員研究成果報告会やシーズ・ニーズマッチングシンポジウムを開催し、産業界等との研究マッチングの可能性を広げた。

国際交流では、アイルランドのグリフィス・カレッジ、ホンジュラス国立自治大学の2大学と新たに大学間交流協定を締結した。また国立台南大学行政管理学科と国際文化交流学部の間で部局間交流協定を締結し、海外の協定校は29校となった。さらに、新たな海外語学研修や異文化体験実習など、14のプログラムを実施するとともに、看護学科生の外部研修への派遣や認定留学制度の導入により、留学機会の拡充を図り、学生の海外留学を促進した。

業務運営においては、ひとりひとりが多様な能力を最大限発揮できるよう、「ヒューマンリソースコーディネーション機構」を新設し、関係部署が連携して学生・教職員を支える体制を構築した。また、新たに中央第2キャンパスを開設し、記念講演や見学会を実施することで、機運を盛り上げた。さらに、文書管理システム（電子決裁）の導入をはじめ、電子黒板及び一部電子教科書の活用を開始し、事務の効率化、ペーパーレス化及び業務の合理化を推進した。

(2) 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
資産の部	
Ⅰ 固定資産	3,510,560,362
有形固定資産	3,074,321,067
土地	335,790,000
建物・構築物	2,139,307,258
工具器具備品	303,778,224
図書	242,523,047
その他有形固定資産	52,922,538
無形固定資産	36,193,204
投資その他の資産	400,046,091
Ⅱ 流動資産	1,429,612,825
現金及び預金	1,391,633,719
未収金及び前払費用等	37,979,106
資 産 合 計	4,940,173,187
負債の部	
Ⅰ 固定負債	1,067,841,682
長期寄附金債務	537,612,036
その他固定負債	530,229,646
Ⅱ 流動負債	261,835,006
寄附金債務	9,160,434
未払金等	130,017,127
その他流動負債	122,657,445
負 債 合 計	1,329,676,688
純資産の部	
Ⅰ 資本金	1,956,640,000
Ⅱ 資本剰余金	△166,933,759
Ⅲ 利益剰余金	1,820,790,258
純 資 産 合 計	3,610,496,499

○資産 49.4億円（前年度比 1億4千万円増）

増減理由▶ **車両運搬具** 公用車の更新
建設仮勘定 末広キャンパス研究実験棟SOUTH新設工事に係る基本・実施設計・地質調査費

ソフトウェア CADソフトウェア新規リース、文書管理システム導入

投資その他の資産 石川県債「のと復興応援ボンド」（5千万円）の取得

○負債 13億3千万円（前年度比 2千万円減）

増減理由▶ **退職給付引当金** 退職引当金の見積額の減少

長期リース債務 既存リースの支払いにより減少

リース債務 情報処理環境設備、CADソフトウェア、中央第2キャンパス音響設備の新規リースにより増加

○純資産 36億1千万円（前年度比 1億6千万円増）

増減理由▶ **利益剰余金** 目的積立金の増加及び当期総利益の減少

(3) 損益計算書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
費用の部	
Ⅰ 経常費用	2,176,349,677
業務費	1,920,803,921
教育研究経費	745,172,289
受託研究費等	58,222,526
人件費	1,117,409,106
一般管理費	253,815,540
財務費用	1,730,216
費 用 合 計	2,176,349,677
収益の部	
Ⅰ 経常収益	2,400,569,520
運営費交付金収益	1,481,964,710
授業料等収益	758,328,220
受託研究収益等	77,523,378
寄附金収益	22,589,704
補助金等収益	300,358
雑益	53,937,093
財務収益	5,926,057
収 益 合 計	2,400,569,520
経常利益	224,219,843
臨時損失	△ 8,521,435
当 期 総 利 益	215,698,408

○**経常費用** 21億8千万円（前年度比 5千万円増）

主な特徴▶ **教育研究経費** 高等教育の修学支援新制度の拡充により授業料減免の増加
中央第2キャンパス開設に伴う初期費用及び賃料・光熱水費
各キャンパスの設備充実
栗津CA：学生用ロッカーの全更新、CAD室のパソコン全更新
末広CA：A棟照明のLED化、実習用電動ベッド更新、末広キャンパス研究実験棟NORTH機器購入

一般管理費 文書管理システム（電子決裁）の導入

構成比率（主な科目）▶ 人件費51% 教育研究経費34% 一般管理費12%

○**経常収益** 24億円（前年度比 1億5千万円増）

主な特徴▶ **運営費交付金収益** 高等教育の修学支援新制度の拡充及び中央第2キャンパスの賃料8割負担により増加

授業料等収益 学生数の増により授業料収益が増加

構成比率（主な科目）▶ 運営費交付金収益62% 授業料等収益31%

○**経常利益** 2億2千万円（前年度比 5千万円減）

経常収益から経常費用を差し引いた利益

○**臨時損失** 耐用年数を満たない固定資産除却によるもの

○**当期総利益** 2億2千万円（前年度比 5千万円減）

経常利益から臨時損失を差し引いた利益

2 令和8年度公立大学法人公立小松大学事業予定

(1) 事業計画の概要

教育では、学修者本位の質の高い教育をめざし、学生の学修成果の把握・分析を行い、エビデンスに基づく改善・改革に取り組むなど、組織的で体系的な教育を推進する。入学者選抜では、令和9年度から外国人留学生特別選抜、令和10年度から総合型選抜の導入に向け、入試改革を着実に進める。また、令和7年度一般選抜（前期日程）で新設した名古屋会場について、令和9年度からは国際文化交流学部でも実施する方針で、準備を進める。

研究では、本学の「つよみ」となる分野横断型の特色ある研究を支援するとともに、シンポジウム開催や各種広報媒体等を通じて研究成果等を広くPRする。また公立小松大学協力会を中心に、産学官金民言連携のもと、交流事業や共同研究・受託研究等をさらに強力に推進する。

国際交流では、グローバル人材養成のため、海外大学等との交流協定締結の拡大を図るとともに、長期・短期交換留学及び学生・研究者交流を促進する。また、新たな短期研修や異文化体験実習、海外インターンシップ等の実施や、日本学生支援機構等外部奨学金の獲得及び大学独自の留学奨学金制度を充実させることにより、学生の海外渡航を後押しする。

地域連携では、小松市と連携して引き続き「公立小松大学市民公開講座 Open UniverCity」を開講し、大学の「知」の還元を行う。また、学生のサークル活動やボランティア活動をはじめ、地域と協働して課題解決に取り組む機会を創出し、持続可能な地域づくりに貢献する。

施設整備では、インフラ長寿命化計画に基づくキャンパスの修繕を実施するとともに、末広キャンパス研究実験棟 S O U T H の令和9年度の供用開始を目指し、適切な進行管理のもと工事を着実に進める。

業務運営では、令和10年4月の大学創立10周年に向け、記念事業の企画・検討を進めるとともに、大学認知度の向上、教育研究の質の向上及び地域連携の推進に全学的に取り組む。また、FD・SD研修会の実施等により教職員の資質・能力の向上に努める。外部資金の獲得においては、科学研究費補助金の申請支援等の組織的な取り組みを推進するとともに、産官学連携のアプローチからも獲得増加を図る。

(2) 収支計画

自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
(単位：百万円)

科 目	金 額
費用の部	
I 経常費用	2, 6 4 7
業務費	1, 6 9 6
教育研究経費	4 0 3
受託研究費等	5 0
人件費	1, 2 4 3
一般管理費	8 1 4
財務費用	0
減価償却費	1 3 7
費 用 合 計	2, 6 4 7
収益の部	
I 経常収益	2, 2 4 8
運営費交付金収益	1, 5 4 0
授業料等収益	6 0 0
受託研究収益等	5 0
財務収益	5
雑益	5 3
II 前中期目標期間繰越積立金取崩額 ※	3 9 9
収 益 合 計	2, 6 4 7
当期総利益	0

※ 第1期中期目標期間中の積立金等を第2期中期目標期間へ繰越して、「前中期目標期間繰越積立金」とした。この積立金の使途について「教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善、並びに取得した固定資産にかかる減価償却費に充てる」こととしており、積立金のうち、末広キャンパス研究実験棟SOUTH建設関係費及び減価償却費見合分を取崩しするもの。

前中期目標期間繰越積立金：1,341百万円

うち、経営努力による現金利益分	349百万円
令和5年度資産見返負債廃止に伴う減価償却費見合分	992百万円